

## 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第10回）

平成20年11月26日（水）

午後1時30分～3時30分

平安会館「白河」

### 1 開会

○座長

今日は、DVの問題、人権啓発の取組、ネットいじめ対策、出会い喫茶等の営業規制について、御意見をいただきたいと思います。

まず最初に議題1「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護、自立支援に関する計画の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

#### （1）意見交換

**議題1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画の見直しについて**

#### ●事務局

資料1-1の配偶者等からの暴力に関する調査の集計結果（速報版）をご覧ください。DVについての計画として、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護自立支援に関する計画があり、計画期間は平成18年度から平成20年度までです。したがって、今年度で計画期間が終了となります。そこで次年度以降の計画を立てるため、現在、検討委員会を立ち上げ、議論をしています。検討委員会には、男女共同参画担当課以外に保健や教育の担当課も参加しています。DVは、犯罪となるような行為をも含むので、非常に重大な人権侵害で、特に、家庭内という密室で行われるものであり、外から見えにくく、潜在化しやすいという課題があります。さらに加害者の側に罪の意識が薄いと一般的に言われていますので、この問題をどういった形で啓発し、そして実際の被害から逃れていただいたり、そこから最終的には経済的な自立も含めた自立に向けて、それぞれの場合に応じてトータルな支援ができるよう、検討委員会で議論しているところです。

資料1の3頁に計画案を掲載しています。検討委員会の他に、市町村職員、それから府民の方も入っていただいて、5会場で「DVのつどい」を開催しました。最近では、11月25日に京丹波町で開催しました。これらの結果も踏まえながら、計画案を作成しました。

計画案の概要ですが、基本目標のⅠからⅤまで大きな目標を掲げています。これは現在の計画の基本的な柱と同じです。まず一番最初にDV被害に気づく環境づくり、それから暴力を許さない環境づくり、つまり、まずDVということにしっかりと気づいてもらう。それから、DV被害に遭われた方が相談するのは、行政機関よりも友だちや、親族の方であるため、周囲の方々にDVについて認識していただくことが必要です。また後ほどアンケート調査の結果の説明をしますが、行政施策としてこれまでいろんな形でDVの啓発をしまいましたが、まだまだ十分に知られていません。京都府の施策を知らないという方が7割ぐらいというアンケート結果も出ています。どういった形でDVについての啓発をしていくかということに関係機関とよく相談しながらしっかり取り組んでいきたいと考えています。

次に基本目標のⅡのところを書いております、デートDVは、検討委員会の中でも相当、議論がありました。いわゆるDV防止法、法律で規制されているのは夫婦間の暴力ですが、夫婦間でない、若者の間でのDVというのが大きな問題になってきております。また、検討委員からは積極的な対策として、若い時分から自分以外の相手を大切にするという基本的なところをきちんと教育していくことが、今後の防止施策にもなるということで、今回新たにデートDV対策についても掲げております。

文章上は、高校、大学と書いてありますが、検討委員会の中で、もう少し若年層を含めた広い対策について御意見をいただいているところです。

次に基本目標Ⅲの総合的な相談、保護体制の充実ですが、配付資料にリーフレット（資料1-2）を付けておりますが、DV法の改正が今年1月に施行されました。改正の大きな特徴として身近な相談窓口である市町村での相談窓口の体制の充実や被害に遭われた方を一時保護する施設の設置が努力義務として法律に規定されました。DV被害に遭われた方ができるだけ近いところでまず、相談ができる体制が必要なことから、身近な相談窓口体制の強化を計画の中の大きな課題としています。

次に、その基本目標Ⅲの3番目に同伴児童等への支援というのがありますが、いわゆるDVが家庭内にありますと子どもに非常に大きな影響を与えます。子どもの被害も想定しながら、総合的な対策が必要であると考えています。

それから全体といたしまして、検討委員会の中の意見として、京都は非常に南北に長いという地理的特性がありますので、支援体制として、より広い体制での支援が必要ではないかという意見も出ています。

また、基本目標のⅣ、Ⅴでは、自立に向けた継続的な支援が必要なことから、民間の支援機関等の力も借りながら、サポート体制をしっかりとっていくことを盛り込んだものとするよう今、文言の修正を含めて検討委員会で議論しています。

検討委員会は、立命館大学の中村先生を座長に、学識経験者、民間の支援機関の方々、医師、弁護士、市町村もメンバーに入っただき、今年6月6日に第1回を開催し、現在、第5回まで進んでいます。その中でまず現状認識、課題の整理、それから実際に被害に遭われた当事者からの御意見も伺いながら、どういう施策が必要かということの意見交換をして、現在、中間案について議論をしているところです。

今回の計画を改定するに当たり、府議会からも、より実態を調査するよにということで、アンケート調査を行いました。

このアンケート調査は、今年7月に、府内の1,650人の方にインターネットで行い、9月に結果を発表したところ、京都新聞をはじめ、いくつかの新聞に記事が掲載されました。内閣府や京都市でも調査していますが、今回、調査をするに当たりまして、検討委員会から、若い方々の間での暴力、いわゆるデートDVについても調査するべきとの御意見もいただきまして、携帯電話に絡む暴力についても調査をしました。これは、若者間におきましては特に携帯電話がいわゆる情報交換のツールといますか、お互いのコミュニケーションツールとしてはかなり大きな地位を占めていますので、調査項目として入れたということが今回の府の調査の特徴です。

主な結果は、まず、配偶者からの暴力に関する認識では、8割以上の方がどんな理由があっても暴力は振るうべきではないと回答しています。男女に分けますと、女性が9割以上、男性が8割以上と回答しています。このように一定の理解が進んでいる一方、その次に書いてあります男性の3割以上、女性の2割以上が暴力を受ける方にも問題があるのではないかというような回答があります。これはまた男女においての差があるという状況です。

被害経験ですが、身体的暴力、精神的暴力、それぞれ2割前後あるということです。これは、実際にどのような被害経験というのかを、資料1-1の6頁を書いています。実際の質問項目を書いています。以下のようなことを受けた経験があるかという質問を過去も含めて聞いています。以下のような暴力を受けたことがないというのが62%、男性66%で、女性58%ということです。具体的には、手をあげられた、殴られたりとか、こういった項目について回答いただいた数字です。先ほど言いました携帯電話の話ですが、表の下から3つ目に書いてありますが、電話に出なかつたり、メールをすぐ返さないと怒られたとか、携帯電話のメールや着信・発信、メモリー等を勝手に見られ、また削除された、こういったことを4.8%の人が経験していると状況です。

次に、12頁ですが、被害経験を受けた後の対応につきまして、男性は、別れようと思わなかったというのが56.7%で最も高いという状況です。ところが女性の場合は、別れようと思ったが別れなかったが49%ということで、経済的な背景も含めているのだと思いますけども、対応の状況に差がある結果が出ています。

それからもう1点が、子どもへの影響ということで、18頁に書いていますが、子どもが暴力の状況を見ていたと答えた人のうち、3割以上が大人の顔色をうかがうようになったということで、子どもに大きな影響が出ているということがアンケート結果からも読み取ることができます。それから25頁では配偶者からの暴力防止のために必要な取り組みとして、家庭で暴力を防止するための教育が一番と回答した方が半数という状況になっています。

次に28頁ですが、京都府でもいろんなパンフレットとかリーフレットを作成し啓発を進めていますが、こういった施策を御存じかどうか聞きました。知っている方が多くても12%ぐらいに対し、一番下の知っているものはないと回答した方が67.8%でまだまだ認知がされてない結果が出ています。

この結果も踏まえまして、市町村の担当者会議を開催するなど、どのようにすれば身近なところで認知できるだろうかということの御意見も伺ったり、関係の団体からも話しを聞いたりしています。例えば、本日の資料にはありませんが、DVのカードがあります。加害者と被害者が一緒におられる可能性があるので、あえてあんまり目立たないように作りしましたが、そうすると逆に置いてあるのがわからなかったりすることがあって、そのあたりどちらを取るのかというような意見もいただいております。今後どんな形の啓発がいいのか、具体的な施策も含めて検討していきたいと考えています。

カラー刷りの資料1-2は、今年1月11日にスタートしたDV法の改正についてのリーフレットです。内容は、いわゆる保護命令を含めた制度の拡充というのが基本ですが、今回の計画の内容で見ますと、2頁目に書いてあるとおり市町村計画の策定や、配偶者暴力相談支援センターに関する改正など、市町村の努力義務が規定されていますが、市町村だけでなく府もどんな形でバックアップができるのか、検討委員会において一緒に検討しているところです。

## ○座長

ただいまの報告、資料を踏まえまして、委員の先生方、どうぞ御自由にコメント、あるいは御質問をお願いしたいと思います。

## ○委員

DVの被害届の件数は、年間どのくらいですか。

## ○事務局

DVに対する被害届の件数に対するご質問ですが、担当課に確認の上、後日、報告いたします。

## ●事務局

現在の計画を策定するときの調査で、いわゆる検挙件数の数字ですが、平成18年ですと48件です。

## ○委員

何で聞いたかという、これを見せてもらったときに男の人も被害に遭っているのだから率直に思ったんですね。私のDVの認識というのは、やっぱり圧倒的に女性の方が被害に遭っていて、かなり深刻な事例があって、年間、女性が何らかの事件で亡くなっている。その中の半数以上がDVだと書いている論文を読んだので、一体何を根拠に言っているのかなと思ったからなんです。要するに、いろいろ警察白書とか読んだが、さっぱり根拠が分からなかった。今回答されたみたいに傷害事件としてしか載ってこなくて、だれがやったかということまで追求しないと分からないということが分かったんです。だけどDVの被害について、もし、調べてこれから連携していくということであるならば、ぜひ警察もDVかどうかという観点で女性の被害者に対して目配りしていただきたいと思い質問しました。

## ●事務局

今回、私ども検討委員会の中でも随分と数字について検討しました。男性と女性の差というのが数字上だけ見たら余り出なかったもので、それについてはもう少し詳しい分析をする必要があると。それから、ほかの事象も含めて、総合的に判断しないと、数字だけでは間違ったメッセージを出してしまうという意見もありました。まだその途中ですが、例えば暴力を受けたということの中で、ちょっと受けた場合と、継続的に受けた場合、もしかすると何年も続けて受けた場合もありますので、そういったアンケート結果を、クロス集計をかけてみました。そうすると、1年以上、長い期間受ける場合で比較しますと、男性50に対して、女性103ということで、1対2ぐらいの比率になります。ここで出てる数字と、さらにそういった内容のクロスをかけていくことによって、もう少し実態に近

いものも出てくるんだろうと思っています。今出ている数字を見ますと、男性が結構多いという感じを受けられると思いますが、さらにそういう幾つかクロスかけていくと、違いが出てきます。

## ○座長

同じカップルで何回も被害遭ったら、それはどう計算されるんですか。

## ●事務局

アンケートとして被害経験があったか、ないかで、1回の人も2回の人も、1人として数字が上がってきます。また、精神的な暴力も受けたり、肉体的な暴力も受けたり、その両方ともという質問では、それぞれ1人として数字が上がってきます。さらに、被害を受けた人が継続的なものだったのか、1回だけだったのか、それとも1年ぐらい続いたのかという結果とクロスをかけたら、さらに絞り込みの中では差が出たという状況です。

## ○委員

このインターネット調査について教えてほしいのですが、インターネット調査専用モニターによる調査。要するに京都府民全体の中で1,650人が答えているということなんですが、妥当性はあるのですか。

## ●事務局

調査の方法につきましては、検討委員会の中でも同じような意見が出ました。内閣府や京都市でされているのは、無作為抽出した人に郵送でアンケートを依頼しています。インターネットの調査は、調査会社は幾つかありますが、その会社に登録している方に依頼するのですが、いわゆる人口とか、地域とかバランスを見て調査をいたします。しかし、郵送の場合、非常に年齢層で若い方からの回答が少なかったりしますので、結果として最初お配りしたときには1,000を人口比に、年齢比に応じて配るんですけども、回答があるのは高年者が多かったりするということもあります。ただ、インターネットツールにアクセスできる人に何か特徴があるのかどうかというのはまだ、いろいろ検証も必要かと思いますが、国でも実は補助手段としてこれを使い始めております。私どもも、この結果だけが調査だとは思っておりません。いろいろ聞き取りも含めて総合的に判断する一つの材料としてインターネット調査というのを使わせていただいたということです。

特に今回の場合に、若い人の間のデートDVとか携帯電話などの状況も調べたいという思いもあり

まして、インターネットによる調査を行いました。

## ○委員

疑問に思ったのは1,650人を対象にして1,650人全員が回答しているということ。不思議というか、当たり前と言えば当たり前なんですけど。普通は大体6割回答とか4割回答で、それが一つのバロメーターにもなってくるわけです。インターネットでこういった調査をするときちっと出てくるけれども、1,650人にアンケートして1,650人ぴちっとくるというのは何か気持ち悪い感じと、これをやるならこの中身の方でどう工夫するかという。つまりまじめに答えてるのか、答えてないのかというチェックをする必要があると思います。試行的にやっているというので、それはそれでいいんですけどね。この数字見てぎょっとしたという感想です。

## ●事務局

モニターを対象に調査をしていますので、こういう回答率になります。例えば郵送ですと4割とか3割ぐらいの回答になって、そのこと自身がおっしゃるように意識の一つのバロメーターというのも見られるかもしれません。本当はいろいろな角度で検証しながら、調査の一つのツールとして使っていきたいと思っています。

## ○委員

このやり方が妥当なのかどうか。非常に偏った方を対象にしたことにならないかということについてちょっと疑問があるんですが、それは大丈夫ですか。

## ●事務局

調査会社は登録しているモニターを相当数持っておりまして、その中から年齢構成含めた調査、それから一定いろいろな調査をかけながら、それと一般的な調査、例えば世論調査等とかの比較とかやって、調査のデータの誤差というのはチェックをかけています。ただ、これですべて表してるとは、思っていません。総合的に判断する一つの材料と考えております。

## ○座長

委員会でいろいろ意見が出たら、それを踏まえてまた別の方法で行う準備はあるのでしょうか。

## ●事務局

この内容につきましては、そういった意見も含めて検討委員会で議論を今いただいている最中です。特に実際に被害を受けられた方とか、それから特に市町村窓口の担当者、それから私どもでいいますと実際に相談を受けてる窓口の担当者も含めて声を聞いたり、そこでのデータも含めていろいろと調査をしていますので、その中のツールの一つということで全体の議論をいただいているところです。

## ○委員

この速報版の結果だけ見ると、DVの被害は男も女もどっちも似たり寄ったりだなということになってしまいます。よくよく見ると、かなり深刻な事例というのは、女性が、例えば中絶を強要されるとか、したくないセックスをするとか、陰に隠れるような形で出てくる。今後は、表示の仕方により工夫をしていただきたいと思います。

それから、こういう事柄というのはDVもそうですし、例えば同和問題もそうなんですが、統計的な数ってたかがしれているんです。非常に少数の人がかなり深刻な被害を受けているという状態があって、聞き取りなり、事例というものをかなり出さないと、「何や、大したことないや」と結構誤解されてしまう。たった100人のうち1人だけ困ってるだけという話になってしまうので、工夫をぜひ、啓発的な形でこれを発表なさるときにはこういった被害なり、こういう非常に深刻な問題なんだよということを提示していただきたいと思います。

## ●事務局

私どもの、例えば男女共同参画センターではDVの専門の相談窓口を持っており、年間に1,200件ぐらいの御相談を受けています。専門家が受けていますので、そこでのデータとか、声とかいったものも当然含めて議論していますので、十分配慮して進めていきたい思います。

## ○委員

DVの対策についてですけれども、市町村のいろんな窓口とか、あとは民間の支援団体との連携を大事にしようとするのはすごくいいことだとは思いますが。でもしかし、市町村にどのぐらいの相談があって、またどのぐらい連携ができるかについて疑問を持っています。なぜかという、日本人は余り自分の家のことや自分のことを人に話すのがすごく苦手です。つまり、市町村の担当者がどのぐらい府民の悩みを受けることができているのか、疑問です。

例えば山形県では、保健を担当している方が常に地域に行って回るんですね。回りながらその家の



事情を聞いたりとか。だんだん仲よくなって自然に悩みとか言ってくれて、それをさらに市町村の取組に反映したりしています。非常によい手法と思います。京都府でも人と接しながら聞き取り調査することを提案します。

### ●事務局

DVの被害につきまして一義的な窓口になります市町村や、私どもの相談窓口、それから配偶者暴力相談支援センター、こちらの方でも対応をしっかりと取り組まないといけないと思います。特に、しっかり議論していかなければならないのが二次被害と呼ばれているもので、相談に行ったんだけど、いわゆるたらい回しに遭ったりとか、DV家庭の住所が違うところへ出てしまったことがあったので、そういったことの研修や、我々ともしっかりネットワークを組んで取り組まないといけないと思っています。本当にDVというのは、潜在化というか、家庭内であるために表に出にくいということがあります。その点をしっかり念頭に置いた施策の検討、これは人にかかわってくるものも多いと思いますので、実行部分を含めて、いろいろ今後も議論していきたいと思っています。

### ○委員

同種の調査というのは、これまでにあるんですか。

### ●事務局

京都府では今回が初めてですが、内閣府が全国調査を行っています。それから京都市も調査をしています。若干違いますが大体似たような項目で調査しています。例えば私どもですと先ほど言った、携帯電話の項目を入れたりということで、時代、時代に合わせながらバリエーションをふやしていますが、例えば、どんな理由があっても暴力は振るうべきではないというのは、私どもの調査では9割でしたが、京都市の調査結果でもほぼ一緒です。また、内閣府の調査でも、同じように全体で3人に1人が被害を受けているという結果が出ています。また、行政の施策についての認知についても似たような数字が出ています。

### ○座長

研究だったら実態を把握したらそれで終わりということになりますが、行政の場合は対策を講じるという大前提があるので、調査もそれに向かって有意義に使われるようそれに対応できる施策を行えるよう努力を重ねていただきたいと思います。

それでは次の議題に移りまして、議題2、「平成21年度人権啓発推進室の事業について」、説明いただきたいと思います。それから関連して、報告事項の議題4の「人権週間の時期を中心とした人権啓発にかかわる取り組みについて」と議題5の「世界人権宣言60周年事業の実施状況について」も、あわせて報告をお願いします。

## (1) 意見交換

議題2 平成21年度人権啓発推進室の事業について

## (2) 報告事項

議題5 人権週間の時期を中心とした人権啓発に係る取組について

議題6 世界人権宣言60周年事業の実施状況について

## ●事務局

議題2の平成21年度人権啓発推進室の事業について説明する前に、資料5、人権週間の時期を中心とした人権啓発に係る取り組みについて、議題6、世界人権宣言60周年事業の実施状況について説明します。その後、議題2の人権啓発推進室の来年度の事業の方向性について説明します。

まず、議題5は、12月4日から10日までの人権週間を中心とした人権啓発推進室の取組についてです。週間中、資料5-1のちらしのとおり、「世界人権宣言60周年のヒューマンウィークinおとくに」として、向日市、長岡京市、大山崎町の3市町と連携し、NPO法人の活動紹介や講演会を開催する予定です。その他、資料5の真ん中に記載のとおり、京都市内では人権週間初日にパレードと街頭啓発、その他の府内各地では、駅前や商店街で街頭啓発を行う予定です。

それと、新聞紙面を活用した意見広告として、12月1日から10日間、「人権ロコミ情報」と題して、京都新聞に10回シリーズで掲載する予定です。掲載テーマは、資料5の2頁のとおりです。さらに新聞意見広告として、12月上旬、4日ぐらいに掲載する予定です。内容は、今年、11月8日に開催した「世界人権宣言60周年 京都ヒューマンフェスタ2008」の会場で発表した「京都アピール」や人権擁護啓発ポスターコンクール、人権メッセージ「わたしのひとこと」コンクールの優秀作品の掲載を考えています。その他の取組として、コンクールの優秀作品を活用したポスターや人権カレンダーの作成や優秀作品展の開催を予定をしています。

続きまして、資料6の世界人権宣言60周年事業の実施状況について説明します。特に8月の人権強調月間の時期に、街頭啓発や京都駅室町小路広場で開催した人権啓発コンサート、それから人権フェスタ2008 in 鴨川納涼、「ハートフルフェスタIN SUMMER」として府内3会場、宮津市、宇治市、

福知山市の3市で開催しました。また、11月8、9日の土、日には、世界人権宣言60周年人権啓発フェスティバルとして「京都ヒューマンフェスタ2008」を開催しました。この催しには、4万8,580人の府民の皆さんが参加されました。なお、10年前にも同様の催しを開催しておりますが、その時の参加人数は3万6,000人でしたので、その時に比べて非常に多くの方に参加いただきました。多くの方に参加していただいた理由として、NPO法人や大学などがステージやブースで活動発表を行うなど、一緒になって取り組んだことが大きかったと考えています。

以上、議題5「人権週間の時期を中とした人権啓発の取組について」、議題6「世界人権宣言60周年事業の実施状況について」の報告です。

それでは、資料2「平成21年度人権啓発推進室の事業について」について、説明します。

最初に資料2の1の人権啓発フェスティバルについてですが、この催しにつきましては平成15年の世界人権宣言55周年フェスティバルからさまざまな人権問題の解決に取り組むNPO法人の皆さん方の参加を得ながら進めてきました。それと、従来、京都市内でフェスティバルを開催してきましたが、平成16年度から、山城から丹後まで4つのブロックに分け順番に開催し、昨年度の京丹後会場で府内を一巡し、今年度、その集大成として国の人権啓発フェスティバルを京都市で開催しました。参加団体として、NPO法人をはじめ大学など、64団体もの非常に多く団体に参加いただきました。また、12月4日から開催する「ヒューマンウィークinおとくに」、8月の「ハートフルフェスタ in SUMMER」などでも、NPO法人との連携、協働を進めてきました。こういった取組の成果を引き継ぐため、来年度につきましても引き続きフェスティバルを実施していきたいと考えています。開催場所として府内人口の半分以上を占める京都市内においては、12団体で構成します京都人権啓発推進会議を中心に開催し、京都市以外の市町村については、先ほど申しましたとおり、向日市、長岡京市、大山崎町と、今年12月に「ヒューマンウィークinおとくに」として連携して取り組んでいますが、このような連携を他の市町村でも進めていきたいと考えています。また、併せて、男女共同参画や障がい者など、府の所管課との連携についても同様に進めていきたいと考えています。

次に新聞紙面を活用しました意見広告の取組みについては、12月の人権週間、5月の憲法週間、8月の人権強調月間など、重点的な時期を中心に意見広告を掲載しています。今後については、できるだけ府民の皆さんに訴えかけができるよう、その時期に問題になっている人権情報についての具体的な事象をとらえて、メッセージ性を高めた内容にするよう工夫をしていきたいと考えています。そのため、8月は催しが多く、告知中心の紙面になっていましたが、そういったものにつきましては、全戸に配布される京都府広報紙「きょうと府民だより」を通じて告知していきたいと考えています。

次にラジオ放送を活用した人権啓発事業としてラジオ番組、2本を放送しています。1本は、FM

ラジオ「Voice To You」という番組では、若手音楽アーティストが人権にかかわるさまざまな体験であるとか、それについてのメッセージを伝える内容です。DJからも、そのアーティストからのメッセージについての感想をつけ加えながら、リスナーに訴えかける構成です。リスナーからの番組への感想については、特設ブログなどを通じて寄せられていますが、メッセージによって勇気が与えられましたとの反響が多く寄せられており、非常に効果が高いと考えており、平成21年度につきましても引き続き実施をしていきたいと考えています。

2本目のAMラジオですが、京都人権情報という番組名で、先ほどの「Voice To You」の対象者である若者層と異なり、もう少し年齢層が高い方を対象に、社会的に関心の高まっているニュースを人権とのかかわりで情報提供をしたり、さまざまな人権問題に取り組んでいる団体の活動紹介などを提供していく内容です。これにつきましては、人権に関する知識や最新の情報を、時期、時期に合ったものを提供しており、引き続き内容的に厳選をしていきたいと考えています。それとあわせて、人権問題の解決に取り組むさまざまなNPO法人等の活動紹介を通じて、府と一緒に取り組むきっかけにもなり、非常に有意義なものと考えています。また、NPO法人や大学などに加えて、企業など、さまざまな分野で活躍されている方の出演も考えていきたい。それと、放送時間につきましては、毎週日曜日、5時5分から15分までの10分番組ですが、違う時間帯に再放送し、もっと聴いていただく機会を増やしていきたいと考えています。

## ○座長

ただいまの3項目まとめて報告いただきました。どの項目についても結構ですので、発言をお願いします。

## ○委員

そもそもこの啓発というのはいかなる場合でも非常に労多くして効果は難しい上に、この人権について啓発するというのは本当に大変だと思います。フェスティバルもよし、イベントもよし、意見広告もよし、ラジオもよしと。やっておられることはすべて間違っていない。

やはり、こういったことを続けていただく中で、何らかの効果をもっと上げていていただきたいと思うのですが、現実にはもう言うまでもなく、これだけ人権啓発、あるいは人権に対する対策をいろんなところでやっているにもかかわらず、昨今の今の日本というのは全く逆方向へどんどん進んでいるということになりますので、従来とはまた形も考え方も変えた啓発の仕方、対策の打ち方が必要になっているのではないかとと思います。

例えば、これまで掲載した意見広告は、何かちょっと取り扱い方がいささかムードに流れ過ぎてるんじゃないかなと思います。人権問題の深刻の状況であるにもかかわらず、余りそういった状況がビジュアル上好まれないんですが、もっと悪い嫌な面というのをストレートに訴求していく必要があるのではないのでしょうか。それからフェスティバルでは不特定多数の方がたくさん集まったとはいうものの、比較的そういったイベントないしフェスティバルに関心のある方や関係の方々が集まっているのではないかと思います。この人権問題というのは、誰にでも我が身に降りかかる可能性があるということも含めて、人権啓発推進室だけの仕事ではないと思うんですが、やはりこの問題がなぜ減らないのか、逆に世の中は逆方向になっているのかというあたりを考えていきますと、やっぱり積み重ねられた原因というのがあるはずです。

これ例えば一歩間違えたらひどいことになるんですけど、不特定多数へ何かを持ちかけるのではなく、もう少し原因をつくっているところの、例えば小学校、中学校に人権教育するというたらちょっと間違えるかもしれません、怖いことになる可能性があるんですけど、そのあたりにもっと直接的に啓発していく必要があるのではないのでしょうか。一歩、二歩、三歩踏み込んだものがないと、なかなか効果になってあらわれてこない。世の中どんどん逆方向に行くという流れに、結果的には的確に、必要なことではあるけども、効果的なやり方でやっているのかというところが問われざるを得ないと思います。

## ●事務局

学校現場での人権教育なり、人権啓発につきましては平成17年に定めました新京都府人権教育・啓発推進計画において、学校現場、あるいは社会教育、地域社会におけるさまざまな場面で人権教育なり啓発が必要だと定めています。また、府民啓発、府民の皆さんに人権問題について気づいていただき、考えていただき、自ら行動していただくため、フェスティバルなどは、非常に関心の高い方以外に関心が低い方にも足を運んでいただくきっかけになります。そういう意味では、効果があったのではないかと思います。

## ●事務局

学校の人権教育につきましては、発達段階に応じて小学校から高等学校まで、すべての子どもたちを対象にする人権学習、これは年間、計画的に何時間というような形でやっています。

それから、教職員対象の教職員研修、これも同じように計画的に進めております。この二つにつきましては、できるだけ自分自身が参加できるといいですか、手ごたえを感じとれるような指導方法が

ないかということで、近年参加型の学習も取り入れながら、進めています。

それからもう一つは、それぞれ一人一人の進路や学力の保障ということも人権教育の一つとして、現場で取り組んでいます。この三つが大きく言えば学校における人権教育ではないかと思っています。

そして府としては、今年で4年目になりますが、それぞれの現場で使っていただく人権学習の資料集を作成してきました。小学校低学年用、中学年用、高学年用としまして、今年、中学校版を今、作成をしています。

## ○委員

やっているのは分かりますが、今、世の中で、日本で、やはり企業の立場、あるいは社会の立場、大人の立場から見たときに、社会に出てくる子どもさんに対する、やはり教育の根本的な問題になってしまうと思うんです。やっぱり集団の中の自分、個人、あるいは個人の自立という中において周りの人たちとの関係とか、やはり相手の尊厳、権限、権利ということを認めていくというふうに育ってないということが最大の原因だとされてますし、私もそう思います。やっておられると言うのなら、やはりあわせて、やっているけれどもこういったことも問題なんだとか、こういったことがこれからもっと必要になるという御意見もあわせて述べていただきたいと思います。

## ●事務局

確かに、今、委員の方から御指摘いただいたとおり、この世の中で起こっている事柄が余りにも悲惨な事柄が起こっており、府立の高校生でもこの5月には女子生徒が殺されるというようなことまで起こっています。子どもたちが被害者になったり加害者になったりという現実を見るときに、十分人権の学習が教育として力のあるものとして行われているのかということについては、日々、見直しをしながら進めていかなければいけないと思っています。

## ○委員

15年度で京都市内で開催したとき、参加者数が約1,000人で、その次の山城で約2,000人と増えていって、20年度で約4万8,000人も多くの方が参加したわけですが、お金をかければ多くの人が来るといことなんでしょうか。つまり、この4万8,580人を維持するにはどうしたらいいか。そんなんじゃだめだという意見もあるかもしれませんが、とりあえずこのフェスティバルは、気づいてね、考えてね、立ちどまってねということで開催し、学校とか社会教育とか、あるいは企業内教育でしっかり考えてもらうことにつないでいけばいいと思っています。人数が多ければ多いほど

よいと評価するならば、どうしたらこの人数を維持できるかについて意見を聞きたい。

### ●事務局

今回につきましては、全国で2カ所で開催しています国の全国フェスティバルとして京都府で開催をしたものです。そのため2日間にわたって規模を大きくして開催できましたが、通常は、1日のみで開催しています。確かにフェスティバルについては、多くの人が集まっていたければそれはそれで、きっかけづくりとして非常に効果があると思います。ただし、今回のような規模でできるかという、なかなかできませんが、開催によって学んだノウハウであるNPO法人等の連携については、今後も継続しながら、より効率的な内容に取り組んでいきたいと考えています。

### ○委員

規模が小さくなることは仕方がないと思います。その場合、何が残せると考えているか聞きたかったのです。確かに、NPO法人など団体との連携は、今後、生かしていくことができると思いますが、それ以外では企画力の問題でしょうか。

### ●事務局

行政が、府民啓発で注意していることは、余り押しつけにならないこと。自らがまず考えていただけるきっかけづくりだと思います。5年前から人権問題の解決のためいろいろ活動しているNPO法人等と一緒にフェスティバルを取り組んできたことは、非常に大きな成果と考えています。そういった成果を今後生かすような形でフェスティバルなり、あるいはそのほかの啓発についても工夫して取り組んでいきたいと考えています。

### ○委員

参加したNPO法人や大学などに対して、「参加したフェスティバルについてどう思うか。」「これからどういうふうにしたらよいか」というような調査を行い、今後、どう連携していくかについて意見を聞いてほしいと思います。あくまでも府民の自発的な行動を尊重していきたいということであるならば、場を設けたから来てねではなく、この次の一歩として、どのような場を設けたらよいかという問いかけをしてほしい。あまり重くやると相手も負担になると思うので、ちょっとずつ工夫をしていくって欲しいと思います。

それからもう一つ、例えば、大阪では、11月になると障がい者フェスティバルがあって、多文化

共生フェスティバルがあつて、人権フェスティバルがあつて、毎週違う催しが開催されます。何かばらばらにやっている感じがします。それらを合体させれば集客率も上がるし、それから予算も上がるし、お互いに、こんなことをやっているのだという形で出会う機会も増えると思います。何もかも合体させると個々が埋没する危険性がありますが。フェスティバルの手法も協働できるところは協働で、そうでなければ別にやる、臨機応変にやっていくような方向性を、人権啓発推進室で是非取り組んで欲しいと思います。

## ●事務局

この5年間の人権啓発フェスティバルの一つの集大成が、「京都ヒューマンフェスタ2008」ですが、これまでその都度、反省会を開催し、意見を聞きながら徐々に改善してきました。今回も同様に意見を聞くようにしていきたいと思っています。

それから、市町村事業との連携では、例えば「ヒューマンウイークinおとくに」のとおり、向日市会場は男女共同参画、長岡京市会場は障がい者をテーマに催しを開催していましたが、そこに府が参加し一緒に取り組むことによって「ヒューマンウイークinおとくに」を開催しています。この手法をひとつ方向性として考えています。確かに毎週のようにさまざまなイベントが開催されている状況もありますのでうまくドッキング、融合させられないかというのは、課題として持っていますので、そのつなぎ役を果たしていきたいと思っています。

## ○委員

私自身NPO法人として、15年度からフェスティバルに参加してきましたが、今年の参加者数の多さには驚いています。会場の入り口前にはかなり長い行列ができていたことから、急いで準備しました。特に今年は、NPO法人としても、今まで自分たちが人権に関して何を表明したいかということとを大事にしてもらえたと思っています。そして、参加者と楽しみながら何かがつくれるのではないかと思います。今後は、5年間の経験から、もっと参加型の内容にしてはどうかと思います。

## ○委員

2日目に会場に行きました。最初に、京都会館第2ホールで演劇を見て、その後、会議場でDVのシンポジウムを見に行きました。そのあと、みやこめっせ会場に4時半に行ったらもう片づけが終わっていました。盛りだくさんの内容なので、1日ではできないから、2日間にした理由が分かりました。



なお、参加した感想としては、演劇は、最初、青春物語と人権スパイスを振りかけた劇と思ったら、見てるうちに下手な人とうまい人がいて、そのバランスが実にいいんです。最後に全員でやってるから盛り上がってくるところが一つの、要するに結婚を問題とした差別事件を扱った劇だったのですが、焦点が合ってくるんです。合ってくるというのはこちらの琴線に触れるところがあって、いいなと思いました。

それからDVシンポジウムでは、東京から講師の先生が来ていて、実に懇切丁寧に説明してくれたのですが、いただいたレジュメより、スクリーン上の内容の方が詳しい。つまり、時間がないから全部教えてあげたいと思う先生の気持ちから詳しい内容にしたのでしょうか、聞いている方は大学の講義の2倍か3倍ぐらいの情報量が降ってくる。結局、何を聞いたかわからない。一生懸命みんなに説明しようというとは分かったのですが、やはり時間が足りなかった。2日間の開催でも時間が足りない内容でした。

#### ○座長

いろいろ出た御意見を踏まえて、将来の企画に生かしていただきたい。要するに参加を自分にとって意味があったという感じをどのように広げるかという、その知恵の出し方を皆さん御指摘になると思います。

#### ○委員

今回のヒューマンフェスタで、京都府名誉友好大使がステージ発表を行うことで、府民の皆さんに京都府名誉友好大使とはどういう人で、どういう活動してしているかということを広く紹介することができ、すごくよかったと思います。

#### ○座長

あと報告事項の2点です。まず、議題3のネットいじめ緊急対策事業の実施について、それから議題4、青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について、続けて報告をお願いします。

### (2) 報告事項

議題3 ネットいじめ緊急対策事業の実施について

議題4 青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について

## ●事務局

ネットいじめ緊急対策事業について、前回の第9回懇話会で、概要は説明させていただきましたので、その後の状況について説明させていただきます。

11月21日に平成19年度の生徒指導上の諸問題の現状について大きく新聞に報道されました。その中で、ネットいじめの件数は全国において5,899件。平成18年度と比較すると約1,000件増加している。いじめ全体の6%を占めているとの報道がありました。

京都府の状況については、ネットいじめの件数は58件で、平成18年度と比較しまして30件程度増加しておりまして、いじめ全体の約80%を占めているという状況でございます。

そのため、資料3-1の教師用指導資料「指導モラル指導資料 ネットいじめへの対応」や資料3-2の保護者啓発パンフレット「家庭で話そう！ネットいじめを防止するために」、資料3-3のネット締め通報サイトの啓発カード等を作りまして、それを教職員なり、保護者、児童・生徒に配布したものをお手元に配っております。

資料3の2頁で、ネットいじめの通報システムを6月18日に構築し、府教育委員会のホームページに開設しました。3頁のとおり11月11日現在で117件の通報がありました。ただ、この中で有効な情報は14件という状況です。小学校2件、中学校4件、高校4件、京都市の関係で4件です。その14件が一応、有効な情報で、その内容につきましては通報例、中学校の事例、高等学校の事例というので、ネットいじめの状況がありましたが、現在におきましては閉鎖となり、閲覧ができないように、適切な対応をとらせていただきました。なお、併せて、そういったいじめにあった子どもたちや保護者からの相談につきましては、府の総合教育センターで24時間、対応しています。

それから資料の4ページのとおり「ネットいじめの対策関係課長会議」を立ち上げました。構成は、知事部局の関係課、教育委員会、警察本部、京都市の関係課で、9月18日に第1回の検討会議を開催しました。ネットいじめの緊急対策事業の実施状況とか、関係各課の取り組みなり、今後の連携について、協議したところです。

## ●事務局

続いて、青少年の健全な育成に関する条例の改正について報告します。なお、本改正条例については、10月10日に府議会での議決を得まして、10月14日に公布、11月13日に施行されたところです。

まず、資料4の1ページの1、改正理由ですが、背景を申し上げますと、出会い喫茶という新しい営業形態が出てきて、昨年あたりから青少年が被害に遭う事件の報道が相次いでいます。昨年10月に

は北海道で、当該店舗で知り合った16歳の少女に児童買春に及び、その男性が逮捕されました。また、今年4月には愛知県においても同様に16歳の少女に対する児童買春容疑で男性が逮捕されるなど、数多く発生をしています。また、この京都府においても、今年1月に1名、また、8月には2名、9月には1名、計4名の成人男性が児童買春の容疑で検挙、または逮捕されています。このことから18歳未満の青少年が性的な被害に遭っているということがわかります。

改正後の条例を資料の3ページ以降に掲載しております。条例上、この出会い喫茶の定義は5ページの第12条第11号に、下線を引いたところですが、「店舗を設けて、もっぱら面識のない異性ととの一時の交際を希望する者に対し、交際の機会を提供することにより、異性を紹介する営業で、その一方の者からの交際の申し込みを当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むものをいう」としております。実際の店の様子を申し上げますと、店内は男性と女性とのスペースが区切られており、気に入った女性を男性が指名し、別のコーナーで交渉をします。合意に至りますと、店外でデートができるというものです。店側の収入としては、男性から入会金や時間単位の入店料、交渉が成立した際の外出料などです。これに対しまして、女性はすべて無料でジュースやスナック菓子などが提供されているところもあります。また、店外デートの際に男性から女性に対し、帰りの交通費名目で数千円が支払われていることが一般的で、このため多くの女性は小遣い稼ぎを目的として入店しているとのことです。

このような営業形態に対しまして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営法ですが、これなどの現行の法令では営業自体を規制することができません。先ほど申し上げましたように、利用客が違法行為を行えば、その容疑で検挙などされるのみです。

そこで、京都府としまして、青少年の健全な育成に関する条例を改正し、新しい営業形態であるこの出会い喫茶等営業に対して、一定の規制を行うことにしました。

その目的は、第1に青少年が犯罪に巻き込まれる危険や、性的被害から守るためであります。また、第2に青少年が健全に育つ環境を守るためです。このうち、改正の概要につきましては、後ほど簡単に説明をさせていただこうと思っておりますが、目的の第1、一人一人の青少年を守るために、営業者に対し、青少年の入場制限や従事制限を課したところです。また、第2の目的、青少年が心身共に健全に育つ環境を守るため、出会い喫茶等の営業禁止区域の設定を行ったところです。

なお、他府県の状況ですが、京都府と同様に神奈川県におきまして、去る9月県議会で条例が可決され、来月12月1日から施行と伺っています。また、大阪府、埼玉県でも12月議会に上程予定と聞いていますし、北海道、愛知県、兵庫県が条例化を目指して検討中という報道がなされているところです。なお、条例の特徴的なところは、2点ありまして、今、申し上げました営業禁止区域を設定

したということと、もう一つは青少年自体を守るために入場させないということで、営業者に対してまして18歳未満の青少年を客として入場させることを禁じ、また、青少年に対して、客として入場するよう指示したり、勧誘することを禁じていることです。今後は、適宜、立入調査などを実施して、条例が遵守されていることを確認することによって、府の青少年の健全な育成を図っていきたいと考えています。

#### ○座長

具体的に営業禁止区域の指定、これはどういう手続で、どういうふうにしてなされているのか。

#### ●事務局

営業禁止区域は2つありまして、1つは学校図書館、児童福祉施設、主に保育所などで、これらの敷地の周囲200メートル以内の区域です。もう1つは都市計画法上の住居系の用途地域、第一種住居地域であったりとか、中高層住居地域であるとか、いろいろありますが、用途地域上の住居という文字を含む地域です。この2つを営業禁止区域とすることで、青少年が日常的に過ごす場所、学校であるとか、家のあたりで、おおよその時間帯をカバーできるのではないかと考えています。その手続きにつきましては、条例定義をするということで、関係の業者に対しての説明をしたところです。

#### ○座長

その禁止区域の設定で、既存の出会い喫茶のかなりの部分が排除できるのですか。

#### ●事務局

京都府内で、現在2店舗を確認していますが、現実には今申し上げました禁止区域の点で申し上げますと、学校の200メートル以内にあります。ただ、営業の保障という点もあり、条例施行時に既に営業している場合、それともう1点は近くに学校ができて、新たに禁止区域となった場合、既に営業しているというところについては営業の保障をしているところです。

#### ○委員

違法店舗が見つかった場合は撤去命令というのは出るのですか。これは行政代執行的な行為までいくのですか。

●事務局

条例上、資料4の2ページの(6)のところですが、健全な育成に関する条例に違反する、もしくは刑法の一部の条文でございませけれども、売春防止法であったり、児童ポルノ禁止法なりに、違反された場合については営業停止を命ずることとしております。なお、禁止区域内で営業されている場合は一定、悪質な場合については、営業廃止を命ずるという規定もあります。

○委員

要するに、営業させないという実行行為までいくわけですか。

●事務局

はい。一定の違反行為があった場合に営業自体を停止の期間を定めまして、6カ月が上限ですが、営業の停止を命ずるというふうに規定しています。

○座長

それでは、全体を通して質問はありませんか。

○委員

DVの調査についてですが、男女の関係とか、要するに親しい配偶者からの、親しい関係の男性からの暴力行為と。男女の関係とか、何かそれが子どもへの心理的を与えるというふうに言ってるんですけども、それは要するにファミリーであったり、男女というその個人なんですよね。最近の風潮で出てくると、世の中不安になってくるとみんな気持ちが、がさがさがさつになってきたりとか、それから金回りが悪くなってくるとけんかせんでもええようなところで、てめえ何言ってんねやという形でかつと来て物を投げるとか、だんだんエスカレートしていく。つまり触発の機会というか、動機機会が最近ちょっと増えているような、大きな意味でもそうなんですけど、そうなってくると、物の見方というのを、別の面からも見ると。だから例えばデータをとる時、経済状態との関係はどうかという調査をする予定はあるのでしょうか。あるいはそういう見方も入れていくのかどうか。つまり、個人と個人、あるいは人に関する属する問題というのか、それとも社会とのかかわり合いの中でそういう問題も起こってきつつあるのかどうかというところを入れながらどう捉えていくかという作業まで考えているのでしょうか。つまり、調査の仕方のことです。

## ●事務局

非常に貴重な御意見だと思います。DVそのものにつきましては法律ができて、いわゆるDV被害というものが確定したというような経過もあり、非常に歴史が浅いですが、当然いろんな経済状況の中での影響はあると考えています。

それをどんな指標でどう比較していくかというのが非常に難しいのですが、以前、私は、若年者の就労支援の仕事をしていました。そのときにはやっぱり経済状況や若者に対する就労の機会、有効求人倍率などが、フリーターの数に影響をして、そういったものが積み重なることによって、さらにその年数を加えることによってさらにしんどくなるという、その経済状況との動きというものを、いろいろと覚えることもあります。DVについてどのような指標とどう組み合わせていくかについては、今すぐに回答できませんが、そういったものが背景となって、DVはやっぱり弱いところに、通常だと何ともなかったものが出てるといことは言われてますので、その外的な影響を受けると思います。検討委員の方々にも相談しながら考えていきたいと思っています。

## ○座長

ありがとうございます。

もちろん京都府、国という枠があるし、府の中でも市町村との関係ということもありますし、府の組織の中自体で、管轄の問題もあると思うんですけど、やっぱり人権はあらゆる問題に関係してくるから、その管轄にこだわらずに、管轄を超えてもなお原因となるようなことがあれば、これは最終的には知事として国に言ってもらう必要があると思います。私は、そういう総合的な視野で見ないと、部分で解決できるのは本当に限られているので、DVについても総合的な視点でぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思っています。

最後に、これだけはぜひ言っておきたいということありましたらどうぞ。

## ○委員

今、連携という話があったんですが、以前、制作したテレビ番組を放送するだけではもったいないので、番組をDVD化して貸し出しができるようにしてもらいましたが、FMの番組も結構若者に人気の音楽家の人たちからのメッセージについて好評なら、せっかくそれを放送していて、著作権上の問題がクリアできるならば、いつでも聞けるとか、あるいは校内放送で昼休みに流せるとか。何か工夫ができたならもっと有効に使えるのではないかと思います。もし工夫してできるのなら、もったいな

いのでそういう活用方法も検討してください。

○座長

ありがとうございます。ぜひ、本日の議論の内容を各分野で活かしていただきたいと思います。